

記入例

【1枚目】

別記様式 1-1 (被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡の場合)

被相続人居住用家屋等確認申請書

申請者の印鑑は、認印可ですが、シャチハタは不可です。

住所 **水戸市中央1丁目4番1号**
 電話 **029-224-1111**
 氏名 **水戸 太郎**

家屋が建ったままの状態の家屋のみ又は家屋とその敷地等を合わせて譲渡した場合の様式です。

地番と住居表示(住所)が異なる場合は、土地の地番(売買契約書等に記載されている地番)で記載をお願いします。

訂正が見込まれる場合は、あらかじめ、申請者の氏名欄と同じ印を捨印として押印をお願いします。

と) (同法第35条第4項柱書き及び第3号)に該当しますので確認願います。
 (※1) 通知における特定事由と同じ。
 (※2) 通知における老人ホーム等入所中要件と同じ。

家屋及びその敷地等の所在地	水戸市常盤町1丁目1000番地	
家屋の建築年月日	昭和46年3月15日	
被相続人の氏名及び住所	(氏名) 水戸 光右衛門	(住所) 水戸市
相続発生日 (被相続人の死亡日)	平成31年4月15日	
相続による取得日 (例: 遺産分割協議が確定した日)	平成31年4月22日	
被相続人居住用家屋を取得した他の相続人の氏名及び住所	(氏名) 水戸 花子 茨城 次郎 茨城 光子	(住所) 茨城県水戸市二の丸1-1-1 茨城県茨城郡茨城町大字小堤1000 茨城県杉並区阿佐谷南1-1-1
被相続人居住用家屋の敷地等を取 得した他の相続人の氏名及び住所	(氏名) 水戸 花子 茨城 次郎 茨城 光子	(住所) 茨城県水戸市二の丸1-1-1 茨城県茨城郡茨城町大字小堤1000 茨城県杉並区阿佐谷南1-1-1
	令和元年5月31日	

①売買契約書記載の「所有権移転・引渡し・登記手続きの日」、
 ②所有権の移転登記が完了した日、
 ③売買契約書の契約日などから、実際に確定申告の際に「譲渡日」として申告する日付を記入をお願いします。

家屋及び敷地のそれぞれについて、相続人の氏名及び住所を記入をお願いします。
 書ききれない場合は、別紙を添付する方法でも可です。
 申請者以外に相続人がいない場合は、空欄としてください。

この点線以降の部分は、市区町村において記入する部分ですので、何も記入しないでください (【被相続人居住用家屋等確認書の交付のための提出書類の確認表】も同様です)。

(切り取らないでください。)

被相続人居住用家屋等確認書

【2枚目】

相続人の居住の用に供されていなかった場合（政令で定める要件（※2）を満たす場合に限る。）における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用（第三号において「対象従前居住の用」という。）を含む。）に供されていた家屋」及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと（当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと）」（同法第35条第4項柱書き及び第3号）に該当することを確認しました。

（※1）通知における特定事由と同じ。

（※2）通知における老人ホーム等入所中要件と同じ。

確認年月日	令和 年 月 日
確認を行った市区町村長	水戸市長 高橋 靖 印

この部分は、市区町村において記入する部分ですので、何も記入しないでください。

◎提出前にあらかじめご確認ください

申請書に記載する日付は、①家屋の建築年月日⇒②相続発生日⇒③相続による取得日⇒④譲渡日という時系列になります。時系列が食い違ってないか、添付書類と整合が取れているかの確認をお願いします。記載されている日付等（特に「譲渡日」）が、添付書類や申請者の供述から確認がとれない場合は、代替書類や補完書類の提出をお願いしたり、追加でヒアリングをさせていただく場合がございます。

問合せ

水戸市 市民協働部
生活安全課 空家空地係
電話：029-224-1113（直通）